

2026年8月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）

2026年4月14日

上場会社名 株式会社出前館 上場取引所 東  
 コード番号 2484 URL <https://corporate.demaecan.co.jp/>  
 代表者（役職名）代表取締役社長 （氏名）矢野 哲  
 問合せ先責任者（役職名）財務経理部長 （氏名）小林 元樹（TEL）03-6699-0800  
 半期報告書提出予定日 2026年4月14日 配当支払開始予定日 —  
 決算補足説明資料作成の有無 : 有  
 決算説明会開催の有無 : 有（機関投資家・アナリスト向け）

（百万円未満切捨て）

1. 2026年8月期第2四半期（中間期）の連結業績（2025年9月1日～2026年2月28日）

（1）連結経営成績（累計）（%表示は、対前年中間期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2026年8月期中間期	17,979	△13.9	△3,200	—	△3,174	—	△3,179	—
2025年8月期中間期	20,873	△18.3	△1,286	—	△1,338	—	△1,344	—

（注）包括利益 2026年8月期中間期 △3,179百万円（—%） 2025年8月期中間期 △1,344百万円（—%）

	1株当たり 中間純利益	潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益
	円 銭	円 銭
2026年8月期中間期	△28.52	—
2025年8月期中間期	△11.56	—

（2）連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2026年8月期中間期	34,005	25,446	74.8
2025年8月期	38,848	28,625	73.7

（参考）自己資本 2026年8月期中間期 25,446百万円 2025年8月期 28,625百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2025年8月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2026年8月期	—	0.00	—	—	—
2026年8月期（予想）	—	—	—	0.00	0.00

（注）直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

2026年8月期（予想）配当金につきましては無配とさせていただきます。

3. 2026年8月期の連結業績予想（2025年9月1日～2026年8月31日）

（%表示は、対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	44,100	11.0	△4,000	—	△3,990	—	△4,000	—	△35.86

（注）直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

(1) 当中間期における連結範囲の重要な変更 : 無

(2) 中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有

(注) 詳細は、中間決算短信（添付資料）8ページ「2. 中間連結財務諸表及び主な注記（4）中間連結財務諸表に関する注記事項（中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用）」をご覧ください。

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無

② ①以外の会計方針の変更 : 無

③ 会計上の見積りの変更 : 無

④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）

2026年8月期中間期	112,380,430株	2025年8月期	112,380,430株
2026年8月期中間期	1,007,422株	2025年8月期	832,299株
2026年8月期中間期	111,463,336株	2025年8月期中間期	116,335,034株

② 期末自己株式数

③ 期中平均株式数（中間期）

※ 第2四半期（中間期）決算短信は公認会計士又は監査法人のレビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

（将来に関する記述等についてのご注意）

業績予想につきましては、現時点で入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は、経済情勢等様々な不確定要素によりこれらの予測数値と異なる場合があります。なお、業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、中間決算短信（添付資料）3ページ「1. 経営成績等の概況（3）連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご参照ください。

（決算補足説明資料の入手方法）

当社は、2026年4月14日（火）に機関投資家及びアナリスト向けの決算説明会を開催する予定です。この説明会で配布する決算説明資料につきましては、開催後速やかに当社ホームページに掲載する予定です。

## ○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況 .....	2
(1) 当中間期の経営成績の概況 .....	2
(2) 当中間期の財政状態の概況 .....	2
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明 .....	3
2. 中間連結財務諸表及び主な注記 .....	4
(1) 中間連結貸借対照表 .....	4
(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 .....	5
(3) 中間連結キャッシュ・フロー計算書 .....	7
(4) 中間連結財務諸表に関する注記事項 .....	8
(継続企業の前提に関する注記) .....	8
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記) .....	8
(中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用) .....	8
(セグメント情報等) .....	8
(重要な後発事象) .....	8

## 1. 経営成績等の概況

### (1) 当中間期の経営成績の概況

当中間連結会計期間(2025年9月1日から2026年2月28日)につきまして、当社ミッション「テクノロジーで時間価値を高める」、ビジョン「地域の人々の幸せをつなぐライフインフラ」の達成に向け、フード及びノンフード領域における加盟店ラインナップの拡充や配達時間の精度向上、並びに配達・カスタマーサービスの品質等サービス体験の改善を積み重ねることで、ユーザー、配達員、加盟店の満足度向上・定着化を図ってきました。

今後も、多くのユーザー、配達員、加盟店から「選ばれるプラットフォーム」となるために、日々ユーザー体験を向上させ、「デリバリーの日常化」を実現してまいります。

コスト面におきましては、固定費の適正化や、マーケットトレンドや投資対効果を重視したマーケティング投資を継続しております。

なお、特定のユーザーに対して発行付与することができる付与型クーポンを導入したことに伴い、2025年8月期第2四半期より、これらの販売促進にかかる金額は、変動対価が含まれる取引として取引価格(売上高)から減額する処理を採用しております。

その結果、当中間連結会計期間の売上高は17,979百万円(前年同期比13.9%減)、営業損失は3,200百万円(前年同期は1,286百万円の営業損失)、経常損失は3,174百万円(前年同期は1,338百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する中間純損失は3,179百万円(前年同期は1,344百万円の親会社株主に帰属する中間純損失)となりました。

なお、当社グループは、「出前館事業」の単一セグメントであるため、セグメントの記載を省略しております。

### (2) 当中間期の財政状態の概況

#### ①資産、負債、純資産の状況

当中間連結会計期間末における流動資産残高は、前連結会計年度末比で4,842百万円減少し、33,597百万円となりました。主な要因は、現金及び預金が3,602百万円減少、未収入金が1,466百万円減少したことによるものです。

固定資産残高は、前連結会計年度末比で0百万円減少し、408百万円となりました。

この結果、総資産残高は、前連結会計年度末比で4,842百万円減少し、34,005百万円となりました。

流動負債残高は、前連結会計年度末比で1,641百万円減少し、8,395百万円となりました。主な要因は、未払金が1,567百万円減少したことによるものです。

固定負債残高は、前連結会計年度末比で22百万円減少し、163百万円となりました。主な要因は、その他が22百万円減少したことによるものです。

この結果、負債残高は、前連結会計年度末比で1,663百万円減少し、8,559百万円となりました。

純資産残高は、前連結会計年度末比で3,179百万円減少し、25,446百万円となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する中間純損失3,179百万円により利益剰余金が減少したことによるものです。

②キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、24,934百万円となり、前連結会計年度末と比較して3,602百万円減少いたしました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果減少した資金は、3,599百万円(前年同期は2,274百万円の減少)となりました。主な増減の内訳は、税金等調整前中間純損失3,174百万円、未払金の減少1,568百万円、未収入金の減少1,466百万円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果増加した資金は、0百万円(前年同期は0百万円の増加)となりました。主な増減の内訳は、その他の収入0百万円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果減少した資金は、2百万円(前年同期は1,000百万円の減少)となりました。主な増減の内訳は、自己株式の取得による支出0百万円、その他の支出2百万円によるものです。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

2026年8月期の連結業績予想につきましては、2025年10月15日公表の「2025年8月期 決算短信」に記載した連結業績予想に変更はありません。

## 2. 中間連結財務諸表及び主な注記

## (1) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2025年8月31日)	当中間連結会計期間 (2026年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	28,536	24,934
売掛金	80	154
未収入金	9,337	7,871
その他	512	655
貸倒引当金	△27	△17
流動資産合計	38,440	33,597
固定資産		
投資その他の資産		
差入保証金	401	400
繰延税金資産	7	7
その他	1	1
貸倒引当金	△1	△1
投資その他の資産合計	408	408
固定資産合計	408	408
資産合計	38,848	34,005
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	9,734	8,167
未払法人税等	11	4
賞与引当金	84	92
その他	205	130
流動負債合計	10,036	8,395
固定負債		
その他	186	163
固定負債合計	186	163
負債合計	10,222	8,559
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	49,324	49,324
利益剰余金	△20,637	△23,816
自己株式	△161	△161
株主資本合計	28,625	25,446
純資産合計	28,625	25,446
負債純資産合計	38,848	34,005

## (2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

## 中間連結損益計算書

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
売上高	20,873	17,979
売上原価	16,635	17,285
売上総利益	4,238	693
販売費及び一般管理費	5,524	3,893
営業損失(△)	△1,286	△3,200
営業外収益		
受取利息	14	24
その他	3	3
営業外収益合計	18	27
営業外費用		
損害賠償金	1	1
為替差損	0	—
自己株式取得費用	66	—
その他	1	0
営業外費用合計	70	1
経常損失(△)	△1,338	△3,174
税金等調整前中間純損失(△)	△1,338	△3,174
法人税等	6	4
中間純損失(△)	△1,344	△3,179
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△1,344	△3,179

## 中間連結包括利益計算書

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
中間純損失(△)	△1,344	△3,179
中間包括利益	△1,344	△3,179
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△1,344	△3,179
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

## (3) 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失(△)	△1,338	△3,174
株式報酬費用	93	18
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△26	△9
賞与引当金の増減額(△は減少)	△4	8
販売促進引当金の増減額(△は減少)	△300	—
受取利息及び受取配当金	△14	△24
為替差損益(△は益)	0	△0
売上債権の増減額(△は増加)	△26	△73
前払費用の増減額(△は増加)	△137	△171
未収入金の増減額(△は増加)	1,688	1,466
未払金の増減額(△は減少)	△1,957	△1,568
その他	△264	△88
小計	△2,287	△3,617
利息及び配当金の受取額	14	24
法人税等の支払額	△12	△11
法人税等の還付額	10	5
その他	—	△0
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,274	△3,599
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	3	—
その他	△2	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△2,950	△0
預け金の増減額(△は増加)	1,950	—
その他	—	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,000	△2
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△3,274	△3,602
現金及び現金同等物の期首残高	34,511	28,536
現金及び現金同等物の中間期末残高	31,237	24,934

(4) 中間連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前中間純利益または税引前中間純損失に法定実効税率を乗じた金額に、繰延税金資産の回収可能性を考慮しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、「出前館事業」の単一セグメントであるため、セグメントの記載を省略しております。

(重要な後発事象)

(新株予約権の発行)

当社は、2026年4月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社従業員に対しては無償ストック・オプション(以下、「第14回新株予約権」という。)を、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)に有償ストック・オプション(以下、「第15回新株予約権」という。)を発行することを決議しました。

なお、第15回新株予約権は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、第15回新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

1. 新株予約権を発行する理由

当社は、「テクノロジーで時間価値を高める」というミッションに基づき、「地域の人々の幸せをつなぐライフインフラ」の実現と「デリバリーの日常化」を目指しております。これまで、フードデリバリー市場の成長と競争力向上を重点課題とし、「お店価格で出前館」などの戦略的取り組みを推進するとともに、サービス品質の改善、加盟店ラインナップの拡充を積み重ねてきました。今後も時代の変化にいち早く対応し、多くのユーザー・配達員・加盟店から「選ばれるプラットフォーム」として日々ユーザー体験を向上させることで、No. 1 デリバリー企業を目指し、更なる企業価値及び株主価値の向上に努めてまいります。

このような環境の中、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の従業員に対しては、より一層の意欲及び士気の向上、当社の結束力の強化、並びに継続的な株主価値の向上に資するインセンティブを与えることを目的とした無償ストックオプションを、また、当社の取締役に対しては、同様に意欲及び士気の向上と結束力の強化に加え、既存株主の皆様との意識共有及び株主利益との一体化を図ることを目的とした有償ストックオプションを発行するものであります。

なお、有償ストックオプションには、当社の2027年8月期第1四半期乃至2030年8月期第1四半期における連結四半期売上高が毎四半期119億円を超過することを権利行使の条件としております。これにより、単年度の成果のみならず、複数年度にわたる持続的な成長の実現へのコミットメントを促す設計であると判断しております。

## 2. 発行の概要

### 第14回新株予約権（無償ストックオプション）

(1) 決議年月日	2026年4月14日
(2) 付与対象者の区分及び人数	当社従業員42名
(3) 新株予約権の数	29,660個
(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当社普通株式 2,966,000株 (新株予約権1個あたり100株)
(5) 新株予約権の払込金額	本新株予約権と引き換えに払い込むことを要しない。
(6) 新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の前日の終値（同日に取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。
(7) 新株予約権の行使期間	2028年5月1日から2031年4月30日
(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額	①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(9) 新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 ⑤その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
(10) 新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする
(11) 組織再編行為時における新株予約権の交付に関する事項	(注1)
(12) 新株予約権の割当日	2026年4月30日
(13) 新株予約権証券の発行に関する事項	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする

- (注1) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(4)に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(6)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注1)③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記(7)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(7)に定める行使期間の末日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(8)に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - ⑧ その他新株予約権の行使の条件  
上記(9)に準じて決定する。
  - ⑨ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 第15回新株予約権(有償ストックオプション)

(1) 決議年月日	2026年4月14日
(2) 付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名
(3) 新株予約権の数	22,080個
(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当社普通株式 2,208,000株 (新株予約権1個あたり100株)
(5) 新株予約権の払込金額	1個あたり600円
(6) 新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の前日の終値(同日に取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。
(7) 新株予約権の行使期間	2028年5月1日から2031年4月30日
(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額	①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(9) 新株予約権の行使の条件	(注1)
(10) 新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
(11) 組織再編行為時における新株予約権の交付に関する事項	(注2)
(12) 新株予約権の割当日	2026年4月30日
(13) 新株予約権証券の発行に関する事項	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
(14) 新株予約権の払込期日	2026年4月30日

(注1) ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2027年8月期各第1四半期乃至2030年8月期第1四半期までの各四半期において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された各四半期の売上高が11,900百万円を超過した場合、各四半期における売上高目標を達成したものとみなす。新株予約権者は、上記四半期売上高目標の累積達成回数に応じて、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、下記(a)から(j)に掲げる行使可能割合を上限として個数を権利行使することができる。

- (a) 1回四半期売上高目標を達成した場合 10%
- (b) 2回四半期売上高目標を達成した場合 20%
- (c) 3回四半期売上高目標を達成した場合 30%
- (d) 4回四半期売上高目標を達成した場合 40%
- (e) 5回四半期売上高目標を達成した場合 50%
- (f) 6回四半期売上高目標を達成した場合 60%
- (g) 7回四半期売上高目標を達成した場合 70%
- (h) 8回四半期売上高目標を達成した場合 80%
- (i) 9回四半期売上高目標を達成した場合 90%
- (j) 10回四半期売上高目標を達成した場合 100%

なお、上記における売上高の判定に際しては、当社が提出した有価証券報告書もしくは決算短信における連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)の数値を参照するものとし、決算期の変更、国際財務報告基準の適用、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当該数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

(注2) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(4)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(6)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注2)③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記(7)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(7)に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(8)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件  
上記(9)に準じて決定する。
- ⑨ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。